

平成29年 9月 定例会（第329回） 09月21日-04号

第三百二十九回定例奈良県議会会議録 第四号

平成二十九年九月二十一日（木曜日）午後一時開議

○議長（岩田国夫） 次に、四十二番今井光子議員に発言を許します。――四十二番今井光子議員。（拍手）

◆四十二番（今井光子） （登壇）日本共産党の今井光子でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。三日目でございますので、質問の重なる部分があるかと思いますが、角度を変えての質問でございますので、よろしくお願いいたします。

まず、核兵器のない世界のために奈良県の果たす役割について、知事に質問いたします。

私は、ことしの八月、原水爆禁止世界大会・長崎に参加しました。ことし七月七日、国連では、国連加盟国の約三分の二の国々が賛成して核兵器禁止条約が採択されました。それを力に、核兵器の廃絶に進む決意とパワーがみなぎる大会になりました。この大会の開会総会で発言された中満泉国連軍縮問題担当上級代表は、条約の核心は核兵器の否定を国際法として成文化したこと、全ての国々が対話を促進し、共通の理想のために立ち上がろう、と強調しました。また、田上長崎市長は、人は、あまりにもつらく苦しい体験をしたとき、その記憶を封印し、語ろうとはしません。語るためには思い出さなければならないからです。それでも被爆者が心と体の痛みを耐えながら体験を語ってくれるのは、人類の一員として、私たちの未来を守るために懸命に伝えようと決意しているからです。平均年齢八十一歳の被爆者が生きている間に核兵器を廃絶したいと思います、と訴えられました。

私は、翌日の各国政府と市民の対話フォーラムに参加し、奈良県では小学校の修学旅行は全て広島に行っています。陸上自衛隊の駐屯地が全国で唯一ない県です。二〇一〇年の核拡散防止条約、NPT再検討会議には県下全自治体首長の賛同署名を届けました。全ての県内市町村が平和首長会議に加盟しています。さきの二月の奈良県議会でも、全国に先駆け、全会一致で核兵器廃絶の決議が上がりました。ヒバクシャ国際署名など、草の根の取り組みを広げて、核兵器廃絶が実現できるように頑張ります、と発言してきました。奈良県の参加者からは、奈良県が誇らしく思えたと感想をいただきました。奈良県は、平和という点では世界に誇るべきものを持った県であると確信しています。

日本政府は、今回の核兵器禁止条約の交渉会議に参加せず、安倍総理は、この条約を締結しないと明言されました。原水爆禁止世界大会でこの発言が取り上げられ、被爆者からは、どこの国の首相なのかと言われておりました。九月二十日から、人類史上初めて、核兵器を法的に禁止した核兵器禁止条約の署名手続きが始まりました。同条約は、加入手続きを済ませた国が五十カ国に達した後九十日を経て発効します。国際文化観光・平和県を宣言

した自治体の首長として、核兵器廃絶と恒久的な平和の実現に向け、国に対して核兵器禁止条約の締結を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

一方、国が果たす役割のほか、地方自治体が平和のためにできることはたくさんあります。平和首長会議は基礎自治体が対象で、県の加入はできませんが、日本非核宣言自治体協議会への参加は可能です。奈良県では、全市町村が非核都市宣言を行っておりますが、協議会への加入は、奈良市、大和高田市、生駒市、広陵町の三市一町であり、都道府県の加入は神奈川県だけです。奈良県もこれに加入して、奈良モデルでほかの自治体と連携して核兵器廃絶や恒久的な平和を訴えていってほしいと思います。

今、戦争を知らない世代は八割を超えました。国内外の大学では、被爆の実相を学ぶ広島・長崎講座が開設されており、また、被爆に耐えて現在も生き続ける広島・長崎の被爆樹木の苗を譲り受けて植樹し、平和の象徴として大切に育て、この樹木を介して平和意識を醸成することに取り組まれている自治体もあります。

そこで、知事にお伺いします。

戦争の記憶を次世代に伝えていくためにも、奈良県として、平和につながる取り組みを進めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、奈良県の働き方改革についてお伺いします。

奈良県で最大職場である県庁職員の働き方は、県内の自治体や企業に大きな影響を及ぼします。そのため、私は、県庁職員の働き方にこだわって問題を取り上げてまいりました。特に長時間労働に伴う過労死や過労自殺を出さないためにと努力してきましたが、ことし五月に、三十五歳という若さで県職員が自死された問題では悔しい思いでいっぱいです。知事は、内部調査を行い、八月にも調査結果をまとめると、ことしの六月議会で答弁されていますが、背景にある過重労働やパワーハラスメントの実態を調査し、そこから教訓を見出して今後にかすことが重要です。

労働時間の管理責任は県にあります。厚生労働省は、平成二十九年一月二十日付で、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべきガイドラインについて、という通達を出しました。総務省は、平成二十九年二月八日付で、各都道府県総務部長宛てに同様の通知を出しています。県はこれまで、労働時間の正確な把握に背を向けてきました。出退勤システムと時間外退庁予定者名簿の二つが存在しています。職員によっては、出退勤システムにカードを通して退勤記録をしてから残業する。また、職場ごとの超過勤務手当予算が配分されており、残業しても手当がつかないので申告しないこともあると聞いております。知事は、真に適切な時間外勤務を命ずる一方、事前命令のない職員をしっかりと帰らせることが重要と述べていますが、真に必要な時間外勤務を具体的に命ずることができる人など存在しません。つき合い残業、だらだら残業など、あたかも不要な残業をしているかのような発言は取り消して、職員を信頼し、出退勤システムどおりの適正な手当を支払うことこそ、残業縮減の最も簡単な方法です。しかし、現在、出退勤システムによる出退勤時間の閲覧は課長補佐以上の管理職に限られて、本人は確認できない仕組みになっています。

厚生労働省の通達では、実態として超過勤務があるところでは、使用者は、自己申告できる時間外労働時間数に上限を設けるなどの適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと、また、時間外労働時間削減のための社内通達が正確な申告を阻害する要因になっていないかを確認することとしています。正しい労働時間を把握することは必要な人員の確保につながります。

私は、ことしの二月議会の一般質問で、県庁職員が年間残業時間の目安三百六十時間を三カ月で超過している異常な実態を明らかにするとともに、二〇一七年三月七日現在、知事部局の各職場の定数三千六百六十名に対して、その欠員が百四十七名もあり、定数どおりの配置がされていれば残業時間をなくすことは可能であり、必要な人員の確保が必要であると言いつけてきました。ことし四月一日現在でも、同じく、定数三千六百六十名に対して欠員が百二十名あります。二月議会一般質問で私が長時間労働の改善を求めたことに対して、知事は、出退勤管理の徹底、十九日十九時完全消灯の実施拡大に加え、超過勤務縮減対策プロジェクトチームの設置、効率的な業務マネジメントの管理職人事評価項目への組み込みなどを挙げておられました。

そこで、お尋ねします。

長時間労働の改善のためには、まず、各人の労働時間の管理が必須であり、そのために、出退勤システムによる出退勤時間の閲覧について、職員みずから確認し、時間管理できるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。また、長時間労働の改善に係る今年度の取り組み状況についてお聞かせください。

次に、国民健康保険の都道府県単位化について伺います。

日本共産党が各地で住民アンケートを行いますと、常にトップに挙がるのが、高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしいというものです。県内の自治体では、住民の負担増にならないようにと、一般会計からの繰り入れ、独自の減免制度などの努力をされてきました。それでも現状は、保険料が払えず、被保険者証が役場の窓口にとめ置かれ、被保険者の手元に届かなかつたり、被保険者証よりも有効期間の短い短期被保険者証が交付されたりするなどの事例も発生しています。

二〇一八年四月から、国民健康保険の都道府県単位化がスタートすることになっています。この目的は、保険料を払いたくても払えない国民健康保険制度を抜本的に変えるものではなく、国民健康保険制度を将来的にも持続可能な制度にすることが目的となっています。今でも、保険料を払ったら病院に行くお金がないなど、住民の生活がぎりぎりの中で、さらなる引き上げがされれば、制度が持続しても暮らしが持続できず、結局は制度の破綻につながります。先日も、日本共産党の地方議員が県に要望に来たとき、ある町では、国民健康保険特別会計が黒字なのに、なぜ県単位化になったら保険料が上がるのかと、誰もが思っている疑問が提起されました。

国民健康保険の都道府県単位化に当たり国が財政支援の拡充を約束したのは、毎年約三千四百億円です。そのうち、二〇一五年度から拡充されたのは一千七億円で、これは、

当然、高過ぎる保険料の軽減に回されるべきところですが、実際には、ほとんどの市町村で保険料の引き下げにまでは至っていないのが現状です。残りの一千七億円は都道府県単位化される二〇一八年度から拡充されるということですが、都道府県単位化に伴って、市町村によっては保険料が増加するところもあると聞いております。

県は、二〇一〇年度に国民健康保険広域化等支援方針を策定し、おおむね五年後の二〇一五年度を目安に、国民健康保険運営の県単位化に向けた環境を整えるとしてきました。この間、国の法律が改正され、法制度のもとで国民健康保険の都道府県単位化が実施されることになり、県も実施時期を合わせることになりましたが、早くから準備を進めてきたにもかかわらず、いまだに市町村にも県単位化後に保険料がどうなるかということが示されていません。県単位化する二〇一八年四月まで残り半年です。

そこで、知事にお伺いします。

県は、これまでの議会において、制度改正に伴い保険料負担が増加する市町村に対しては一定の激変緩和措置を検討すると答弁してきましたが、国の財政支援の拡充分の財源について、具体的にはどのように活用しようとお考えでしょうか。また、保険料負担がどのようになるかを市町村に示すことを含め、二〇一八年四月に向けて今後どのように進めていくのでしょうか。さらには、各市町村が現在独自に実施しております保険料の減免制度など、県単位化後はどのようになるのでしょうか。こちらは健康福祉部長にお伺いいたします。

次に、子どもの医療費の窓口負担無料化についてお尋ねします。

二〇一八年四月から、国は、就学前までの子どもの医療費助成の現物給付方式に対する国民健康保険の国庫負担金のペナルティーを廃止することを決定しました。奈良県では、これまで多くの方々から、子どもの医療費の対象年齢拡大と窓口無料化に対する切実な願いが寄せられて、日本共産党は一貫して、子どもの医療費無料化の運動を進めてきました。署名運動の取り組みもあり、二〇〇五年八月には、入院は三歳までが未就学児までになり、同時に、医療費助成の方法も自動償還払いに統一されました。二〇〇七年八月には、入院、通院ともに未就学児まで、二〇一四年四月には、入院は中学校卒業まで、二〇一六年八月からは、現在の、入院、通院ともに中学校卒業までに拡大しましたが、医療機関の窓口で一旦二割または三割の自己負担金を支払うことは変わりません。

近畿では、一旦窓口で自己負担金を全額支払うのは奈良県だけです。奈良県だけがしていない理由を、県は国のペナルティーがあることを理由にしてきましたが、就学前の子どもに関しては、今回の国の制度改正でそれもなくなることになりました。

先日も、新日本婦人の会のお母さんが、四人の子どもが次々と水ぼうそうに感染して、月にかかった医療費が二万円を超えて大変でした。尼崎に転居した友人は医療費の窓口での支払いが無料で助かった。ぜひ無料化をしてほしいと県への申し入れで訴えられました。貧困家庭にとっては、子どもの医療費の窓口無料化は切実です。子どもは小学生以上になると風邪を引きにくくなり、病院にかかることが少なくなります。小学生以上で医療が必

要になる子どもは、ぜんそくや慢性的疾患など、根気よく通院が必要な病気の比率が高まっています。子どもの医療費助成がどうなっているかは、子育て世帯が住まいを選択するための重要な要素にもなっておりまして、不動産関係のホームページでも各自治体の子どもの医療費助成の状況がわかるようになっており、移住者対策としても重要です。少子化対策は待ったなしの問題です。せっかく子どもが生まれても病気のときにお金の心配で受診を控えるようなことはなくすべきです。

そこで、健康福祉部長にお伺いします。

中学校卒業までの子どもの医療費助成について、現物給付方式を導入するとともに、定額一部負担金もなくし、子どもの医療費の医療機関窓口での支払い無料化を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、県道天理王寺線についてお伺いします。

県道天理王寺線の池部交差点から長楽を通り川西町保田に抜ける全長一・七キロメートルの区間の整備について、地域住民の反対がありました。主な反対理由は、集落の分断や水害対策などですが、これまで生活幹線道路と説明されていたものが、いきなり骨格幹線道路と説明されたため、地元は困惑をしております。

二〇一七年七月二十九日に、高田土木事務所計画調整課、用地課、河合町まちづくり推進部によりまず住民説明会が長楽公民館で実施されました。二〇〇九年九月二十五日の住民説明会では、長楽を分断する整備案は、生活幹線道路として整備するために最適であるとの説明が行われておりました。しかし、二〇一四年七月に、奈良県道路整備基本計画におきまして、県道天理王寺線は骨格幹線道路として位置づけられています。住民に対して骨格幹線道路として位置づけられるという説明がなされていません。生活幹線道路ということで整備に賛成した住民もいたと思います。

また、県道天理王寺線は、七月二十九日の説明会でも、将来交通量は七千五百台と説明されましたが、京奈和自動車道の一般部や大和中央道などの道路と接続するとともに、斑鳩町から王寺町につながります国道二五号は一日の交通量が約二万五千台もあり、渋滞が多発していることから、この道路が完成すれば、もっと多くの交通量が県道天理王寺線に流れてくるものと思われる。

そこで、県土マネジメント部長にお伺いします。

県道天理王寺線がなぜ骨格幹線道路に位置づけられたのか、その背景や経緯についてお伺いいたします。また、骨格幹線道路になったことにより、将来交通量の見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

これで壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○議長（岩田国夫） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）四十二番今井議員のご質問にお答え申し上げます。

最初のご質問に対するお答えでございますが、核兵器廃絶のための県の役割というテーマでございます。

核兵器廃絶と恒久的な平和の実現は、唯一の戦争被爆国である我が国のみならず、平和を願う人類共通の願いであると思います。しかしながら、その実現に向け、国際社会の中で我が国がどのような役割を果たしていくのかは、外交や国防に関する国の専権事項でございます。核兵器禁止条約の締結については、地域の福利厚生の上昇を専らの責務とする地方行政を担わせていただいている知事の立場で申し上げるべきものではないと考えております。

次に、平和につながる取り組みについてでございますが、県政をお預かりする知事の立場で申し上げますと、国家レベルの取り組みだけでなく、地方政府同士や民間同士の交流などの取り組みは平和につながる大変有意義なものと考えております。議員お述べのとおり、本県では、昭和六十三年に、国際文化観光・平和県を宣言しており、さらに、私が知事に就任してからは、東アジア地方政府会合などの地方レベルの交流を積極的に進めております。このような本県が行っている東アジアとの交流は、将来必ず、各国との相互理解の進展や友好的国民感情の醸成、平和的な関係の構築につながるものと確信しております。今後も、歴史的につながりの深い地域などと、地域特性を生かした交流を具体的に継続して実施し、地方レベルの交流を深め、恒久的な平和を希求する機運の醸成に努めていきたいと考えております。

奈良県の働き方改革についてのご質問がございました。

議員お述べの、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべきガイドラインでは、労働時間の適正な管理は、職員個人ではなく、使用者の責務であると明記されています。雇用契約の基本的な原理でございます。また、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻をみずから確認し、またはタイムカードなどの記録を基礎として確認し、記録することが示されております。出退勤システムは、このガイドラインにある、管理職が各職員の勤務時間を適正に把握するために終業時間を確認できるようにしているものでございます。現在の運用はこのガイドラインに沿ったものであり、問題はないと考えています。仮に、後日、職員自身が出退勤時間を確認したい場合は、管理職に聞いてもらえば知ることができます。

なお、出退勤時間の本人閲覧につきましては、かねてより県職員労働組合から要望を受けており、県としても、職員の健康管理や超勤縮減の取り組みの一助になると考えておりますので、職員が出退勤時間を確認できるよう、システム改修に向けて業者と協議を進めたいと考えております。

今年度の取り組みについてもご質問がございました。

時間外勤務は、職員みずからの判断によるのではなく、所属長をはじめとする管理監督者が、真に時間外勤務が必要な職員に対して適切に命ずることが基本であり、世の中に存在しないのではなく、必ず存在する管理者の像でございます。このようなしつかりしたマ

マネジメントの徹底が時間外勤務の縮減につながるものと考えております。今年度は、定時退庁日の庁内巡回など、従前の取り組みに加えまして、新たに副知事をリーダーとする超過勤務縮減対策プロジェクトチームを設置し、改めて退勤管理の徹底を図っているところでございます。

具体的な項目についてでございますが、所属長及び管理職の行うべきことといたしまして、まず、月初めに、職員との面談により、職員ごとの時間外勤務時間の目標を設定する。毎日、終業時間前に終礼を実施する。また、職員に対して時間外勤務の必要性を確認する。また、時間外勤務が必要と判断した職員に対して、文書で時間外勤務する業務及び勤務時間数を命令する。また、翌日には、命令した職員の実時間外勤務時間、業務の進捗状況などを確認する、などでございます。一方、終業時間になれば、時間外勤務命令のない職員に対して退庁を促しており、これらのマネジメントも健康管理の観点から管理職の重要な業務であろうかと思っております。これらの取り組みを徹底して行うよう担当部局に指示をしております。また、時間外勤務縮減に向けて、各所属において効果のあった業務改善については、プロジェクトチーム内で情報共有を行い、取り組みの横展開を図っているところでございます。

これらの実務的・実質的な取り組みを継続することにより、常に業務改善できることはないか考えて仕事をする事、また、仕事は極力勤務時間内に終わらせるものであること、退勤管理は管理職の職責であることなど、意識改革をさらに進め、時間外勤務の縮減につなげていきたいと考えております。定員増のことだけで解決する問題ではございません。

次のご質問は、国民健康保険の都道府県単位化についてでございます。

制度改正に伴って保険料負担が増加する市町村に対する激変緩和措置への国の財政支援拡充分の活用についてでございますが、これまで、県は、平成三十年四月から予定されている全国ベースで毎年一千七億円程度の公費拡充分等のあり方について、地域の実情に即した運用ができるよう、全国の先頭に立って国に要請をしてきました。その結果、激変緩和を含めた保険料負担の増加抑制のための公費メニューの充実や運用の弾力化が図られたものと認識しております。本県といたしましては、都道府県分として措置される公費拡充分について、平成三十六年度の保険料水準の統一化に向け、制度改正等に伴って保険料負担が増加する市町村に対する激変緩和措置や被保険者全体の保険料抑制に最大限活用したいと考えております。

次に、保険料負担がどうなるかを市町村に示すことを含め、今後どのように進めていくかについてのご質問でございますが、昨日の代表質問でご答弁申し上げましたとおり、国民健康保険の県単位化に伴う保険料負担の変化は大きな関心事でございますが、拙速に数字をお示しするのではなく、まずは拡充される公費の都道府県への詳細な配分基準について国に確認するとともに、保険料の算定根拠となる本県の制度設計について市町村との協議も尽くし、制度設計の決定を図りたいと思っております。国民健康保険の県単位化について、大筋では全市町村と合意に至っております。

今後についてでございますが、県単位化に係る制度設計全般について市町村との合意形成を早期に終え、十一月中に国民健康保険運営方針を取りまとめたいと考えております。この中で、市町村ごとに一人当たり保険料がおおむねどのように変わるのかについてもお示ししたいと考えております。保険料の詳細が確定するのは、国の予算編成等の兼ね合いもあって、来年一月ごろとなる予定でございますが、市町村の予算編成や保険料率改定の作業等が円滑に進められるよう、的確な対応を心がけていきたいと思っております。

残余の質問は関係の部長から答弁をさせていただきます。

○議長（岩田国夫） 土井健康福祉部長。

◎健康福祉部長（土井敏多） （登壇）四十二番今井議員のご質問にお答えを申し上げます。

私には二つのご質問がございました。

まず一つ目は、国民健康保険の県単位化についてで、市町村独自の保険料の減免制度は県単位化後はどうなるのかとお尋ねでございます。

お尋ねの保険料の減免制度につきましては、震災等の災害や病気、失業など、特別の事情により保険料の支払いが困難となった方を対象とした制度でございます。具体的な適用条件や減免の割合などは各市町村の条例で定めることとなっており、市町村ごとに細部にわたって取り扱いに差がある状況でございます。これまで、県単位化に伴い県内保険料水準の統一化を目指しまして、市町村と一緒に検討・議論を行ってきておりますが、その中で、減免措置につきましては、市町村の国民健康保険担当事務レベルのワーキング会議におきまして、市町村ごとの状況等について情報交換を行ってきたところでございます。県といたしましては、保険料の減免の取り扱いなど、市町村ごとに異なる運用となっている部分につきましては、県内の保険料水準の統一化を図っていく中で、どのような取り扱いをすべきか、その実態を踏まえながら、市町村とよく協議してまいりたいと考えております。

続きまして、二つ目のご質問は、中学校卒業までの子どもの医療費助成制度について、現物給付方式を導入し、また、定額一部負担金もなくし、窓口負担無料化を実施すべきと考えるが、どうかとお尋ねでございます。

本県におきましては、一旦、医療機関の窓口で自己負担金を支払っていただき、後日、自動的に助成金を口座に振り込む自動償還方式を採用しております。この方法により、国民健康保険の減額調整措置を受けることなく、受給者の利便性を確保してきたところでございます。また、財政状況が厳しい国民健康保険の運営にとりまして、国庫負担金の確保は極めて重要であることには変わりはありません。今般の国の見直しにより、未就学児までに限って減額調整措置が廃止されることを受けまして、未就学児までを対象とした現物給付方式の導入につきまして、市町村間で諸課題を整理し、認識を共有化することを目的

に、市長会・町村会主催による勉強会が立ち上げられ、県も参加しているところでございます。

なお、現物給付方式の導入につきましては、助成対象を中学生の通院まで引き上げたときと同様、事業実施主体である全ての市町村の合意形成が大前提と考えております。また、定額一部負担金につきましては、これを廃止した場合、県で必要となる財源は、現行制度の約一・五倍となる約十八億円に膨らむと見込まれております。子ども医療費助成制度を将来にわたり持続可能で安定的な制度とし、また、受給者の適正受診を確保する観点からも、定額一部負担金は必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田国夫） 山田県土マネジメント部長。

◎県土マネジメント部長（山田哲也） （登壇）四十二番今井議員からの質問にお答えいたします。

私には、県道天理王寺線に関しまして、当初の生活幹線道路という説明から、なぜ骨格幹線道路に位置づけられたのか、その背景や経緯、また、骨格幹線道路になったことで交通量等の見直しが必要ではないかとのお問い合わせでございました。

天理王寺線長楽工区は、県道天理王寺線の最後の未改良区間の解消に向けて、川西町保田から河合町池部の間、約一・七キロメートルのバイパス道路を整備するもので、平成二十二年度に事業着手しております。これまで、関係する五地区のうち、川西町保田、河合町市場及び城古地区の用地買収は完了しております。また、現在、残る池部地区においては補償調査などを進めており、長楽地区においても、道路構造について地元の皆様と協議を進めているところでございます。

議員ご指摘の、天理王寺線が骨格幹線道路に位置づけられた経緯でございますが、まず、平成二十一年に行った都市計画の説明のときに、生活道路と幹線道路の機能をあわせ持つことから、生活幹線道路として説明いたしました。その後、平成二十五年に奈良県道路の整備に関する条例が制定され、それを受けて、平成二十六年に県議会の議決を経た上で、今後五カ年の道路の方向性を示す道路整備基本計画を策定いたしました。この計画の中で、当面重点的に整備を推進する幹線道路として骨格幹線道路を位置づけてございます。ご指摘の天理王寺線も骨格幹線道路に含まれていることから、現在そのように説明させていただいております。

なお、骨格幹線道路に位置づけられたので交通量等が変わるのではないかということに関してですが、骨格幹線道路に位置づけられましても、長楽工区的車線数や幅員といった道路規格や構造は計画段階から変わるものではございません。さらに、議員ご指摘の将来交通量についても、規格や構造が変わりませんので、それを前提として国から示された与条件に基づき交通量を推計しておりますので、新たに変わるものではございません。

以上です。

○議長（岩田国夫） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ご答弁ありがとうございます。

知事は、核兵器の問題は国の問題だと、核兵器禁止条約のことは国の問題だというふうに捉えておりますけれども、核兵器禁止条約ができるに至るまでには、本当にたくさんの被爆者の皆さんや市民の皆さんの取り組みがあってこの条約まで至ったという経緯があります。決して国の問題ではなく、本当に私たちが核兵器をなくそうという思いで実現できた条約ですので、これについては、積極的な核兵器廃絶の署名などを知事もしていただいておりますので、そういう立場で頑張っていたいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、働き方改革です。職員の皆さんが、自分の労働時間が何時間なのか、どれだけの仕事をしているのか、どれだけの時間が必要なのか、どれだけの人が必要なのか、まずそこからしないことにはわからないと思います。今、新しい制度を導入しようとしていることを伺いましたので、そうしたことも進めながら、正しい時間管理の把握をしていただきたいと思っております。

この働き方改革の関係で一点お伺いしたいのですが、職員の方の自死の調査の結果が八月ぐらいに出るということをさきの議会で言われていたと思います。具体的な内容をお伺いするわけではありませんが、そこからどのような教訓を酌み取るべきと考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思っております。

それから、子どもの医療費の問題です。子どもの医療費の問題は、貧困対策と直結しておりますので、窓口の一部負担金がなくなった自治体では貧困家庭の子どもさんの受診がふえたと。貧困家庭の受診がふえると入院の医療費が下がるということが全国的にも言われておりますので、今はまだ結論が出ていないようですけれども、ぜひ窓口の負担をなくしてほしいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、国民健康保険の関係ですけれども、皆さんのところにお配りしておりますが、今、国民健康保険証が手元にないという世帯が奈良県で五千四世帯、一世帯一・六四人と聞いておりますので、八千二百六人の人は保険証が手元にないという状態が起きております。これでは国民皆保険という考え方が崩壊していくのではないかと感じておりますので、国の出す一千七百億円はこの軽減対策に使っていただくことを徹底してほしいと思っております。その点を再度お尋ねしたいと思っております。

県道天理王寺線の問題では、河合町池部まで開通したときでも、周辺の住民から騒音や振動の話が出ておりました。今後、地元の方が心配をしている点がさまざまございますので、心配の点につきましては、よく協議をしていただいて、事前に対応できるものについ

てはよく対応して進めていていただきたいと思います。その点でもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩田国夫） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 質問もご要望もご意見もありましたが、核兵器廃絶についてのご質問がありました。知事に対してのご質問だと思います。核兵器廃絶についていろいろ運動をされている方は、個人の立場でいろいろされております。県民の皆さんを背負っております知事の立場としての先ほどのお答えでございますので、個人のご活動がいろいろ世の中の役に立っていることはそのとおりだと思いますが、本会議での質問は知事に対するご質問ということで、先ほどの答弁になっておりますことをご理解いただきたいと思います。

次に、働き方改革についてでございますが、自己確認というのは、先ほどご答弁申し上げましたように、残業の自己確認ができるということを進めたいと思っております。その中で、自死された方への調査のことでございますが、担当が随分詳細に調査をしてくれました。それをそっくりご遺族の方に渡しております。職員が行って仏壇にご報告させていただいたと報告を受けております。ご遺族の方は、それだけの調査をされたことに対して感謝されたというふう聞いております。そこからの教訓というのはいろいろあると思っておりますが、そのケース一つではなしに、我々が管理しております全体の中で、健康リスクを発生させないという全体の管理と、個別のいろいろなリスクが状況に応じて増す人のチェックをどのようにするのか、マネジメント技能を向上させなければいけないと考えております。真に必要な残業を命ずる人は必ず概念的にいるわけでございます。存在しないと言えば、何もすることができないということが前提になりますので、先ほど今井議員が言われた考え方については、私は同調しておりません。

○議長（岩田国夫） 山田県土マネジメント部長。

◎県土マネジメント部長（山田哲也） 今、お話のございました騒音等に関する今後の地元協議についてですけれども、申し上げましたように、交通量が変わるものではありませんが、現在、五地区それぞれで道路構造等の協議もしてございますし、そういった予測手法もございますので、きちんと説明させていただきたいと思います。

○議長（岩田国夫） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 先ほど再質問があったのを聞き逃しまして、失礼いたしました。

国民健康保険の公費一千七億円を、極力、保険料負担分の抑制に使うべきではないかという再質問があったことを聞き漏らしました。ご答弁を申し上げたつもりでございます。

たが、一千七億円のうち、県に配分される分、先ほど、まだ詳細は確認されていないと申し上げましたが、県に回ってまいりました分については、極力、保険料負担増の抑制に用いる方向で市町村との調整を図っていきたいということを再度申し上げておきたいと思っております。

○議長（岩田国夫） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ありがとうございます。働き方改革の問題ですけれども、マネジメントできる人がいるかいないか、少し意見が違うところですが、この間、守衛室の横を通りましたら張り紙がありまして、時間外退庁予定者名簿を朝から持ってきて構いません、むしろ助かりますので早目をお願いします、というものが張ってありました。一日仕事をして、まだ仕事が残っていれば時間外の命令が出るのではないかと私は思っていたのですが、朝から時間外労働の名簿を出すというのはちょっとおかしいと感じましたので、その点で何かありましたらお伺いしたいと思います。

それから、県道天理王寺線ですけれども、本当にいろいろな意見がございました。長い期間でございます。住民の皆さんの不安に対しては、騒音の状況や台数の問題についても丁寧に説明していただいたり、調査をしていただきたいと思っておりますので、その点についてよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（岩田国夫） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 残業指示につきまして、朝から残業指示ができるのかといったご疑問ではないかと思っております。一日の仕事が残ったら残業をしろというのが普通の考え方でありまして、県の仕事をいろいろ分析しておりますと、その日仕事というのはあまりなくて、何日かに分けて完成しなさいという仕事が多いように思います。きょう仕上げがおこなければ住民の方が困るというよりも、よく考えて、何日間か考えて知事に報告しなさいといった仕事の種類が多いように感じております。したがって、全体の中での計画的な仕事の配分を課の職員と話し合いなさいということが基本でございます。その際に、きょうは早く帰りたいと言ったら、きょうは残業しなくてあしたでいいですよというコミュニケーションが図れることを狙いにしております。従来の残業の考え方は、一日やって、まだ刈り取りが残っていればやっておくかあしたに回すかといったものですが、その日の終わりに発見するのではなく、全体の計画的な管理の中で仕事の時間配分を考え、コミュニケーションしなさいということがガイドラインの基本的な精神でございます。

○議長（岩田国夫） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） あらかじめ仕事の量が予測できるのでありましたら、私は、必要な人の配置をしっかりとすべきではないかという意見を申し上げて、質問を終わらせていただきます。